

## 第4 盛岡市夜間急患診療所運営協議会

### 盛岡市夜間急患診療所運営協議会会則

施行 昭和52年2月1日

改正 昭和52年4月19日

昭和55年12月1日

平成9年4月1日

平成20年4月1日（副市長専決）

平成22年4月1日（副市長専決）

平成24年6月1日（副市長専決）

第1条 盛岡市夜間急患診療所（以下「診療所」という。）の円滑な運営を図るため、盛岡市夜間急患診療所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会は、次に掲げる団体をもって組織し、事務局を盛岡市保健所企画総務課内に置く。

- (1) 盛岡市医師会
- (2) 盛岡薬剤師会
- (3) 岩手県看護協会
- (4) 盛岡市

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議決定事項の推進に努めるものとする。

- (1) 診療所における医師その他従事者の勤務に関すること。
- (2) 診療所において生じた事故処理に関すること。
- (3) 診療所の事務改善に関すること。
- (4) その他診療所の運営に必要な事項に関すること。

第4条 前条各号に掲げる事項を審議するため、協議会に次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の委員を置く。

- (1) 盛岡市医師会 7人
- (2) 盛岡薬剤師会 2人
- (3) 岩手県看護協会 1人
- (4) 盛岡市 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- (2) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

第7条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局長及び事務局職員を置く。

2 事務局長は、盛岡市職員のうちから、事務局職員は構成団体職員のうちから会長が委嘱する。

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和52年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第4条の2の規定によらず、平成24年6月1日から委嘱する委員の任期については、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの1年10か月とし、その後に委嘱する委員の任期については、従前のおりとする。

## 盛岡市夜間急患診療所運営協議会委員

(任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日)

委員氏名	所 属
金子 博 純	盛岡市医師会副会長
工 藤 卓 次	〃
金 濱 誠 己	盛岡市医師会理事
久保田 公 宜	〃
小 林 有 一	〃
米 沢 俊 一	盛岡市医師会小児科医会会長
村 田 淳	盛岡市医師会小児科医会幹事
佐々木 俊	盛岡薬剤師会会長
佐々木 宣 好	盛岡薬剤師会副会長
相 馬 一二三	岩手県看護協会会長
川 目 昌 竜	盛岡市保健福祉部保健衛生監兼保健所次長
服 部 貴 成	盛岡市保健所医師

(令和7年6月1日時点)